

第1回 新しい地方財政再生制度研究会

【開催日時等】

- 開催日時：平成18年8月31日（木）10：00～11：30
- 場所：総務省8階第1特別会議室
- 出席者：宮脇座長、赤羽委員、小早川委員、白川委員、森田委員、
竹中大臣（挨拶のみ）、岡本自治財政局長、椎川大臣官房審議官、
平嶋地方債課長、丹下公営企業課長、青木財務調査課長 他

【議題】

- （1）資料説明
- （2）意見交換

【配布資料】

- 資料1 研究会開催要綱（案）
- 資料2 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（抄）等
- 資料3 現行の財政再建制度について

【概要】

- 座長から資料1の説明
- 事務局から資料2、3の説明
- 出席者からの主な意見
 - ・ ビジョン懇でいう10年程度の移行期間の根拠は何か、また今回の研究会の対象とする範囲はどこまでなのか、民間の視点でいうと、一般会計・特別会計、公社・地方独法等、連結して見なければ意味がないと思うがどうか。
 - ・ ビジョン懇においてはできるだけ早くという観点から10年程度の移行期間と整理しているが、地方債の期間、借り換えの期間等考慮して、実際にどの程度の移行期間が必要かは、研究会において議論していく必要がある。
 - ・ 赤字比率の指標（都道府県5%、市町村20%）は、起債制限比率として機能していると考えているが、全国一律で良いのか。人口規模によって状況が異なるのに指標が一緒では、そこまで借り入れてしまうという問題が起こり得る。日本は米国と比較しても、地方債の発行規模が大きい、そういったことも要因としてあるのではないか。
 - ・ 早期是正機能の導入は、自治体に警告を発し、財政規律をもう少し働かせるための仕組みだと思う。その警告を発した後の指導の仕組みはなかなか難しいと思うが、ここで研究することは、それなりに方向性を示すことができるのではないか。他方、検討内容に再生スキームとあるが、これは全て再生

するという前提のものとで議論していくものと考えれば良いのか。

- 再生を第一義的に考えた制度設計が前提になる。ただし 100%の再生と考えるのか、災害等の問題が起こったときにはどうするのか、債務整理をするのか、しないのかといったところについて、よく議論した上で方向性を整理すべき。
- 自治制度の根幹に関わる部分も、議論の上で全く切り離す訳にはいかないが、一定の前提を置いた上で議論することにしないと、方向性の取りまとめも難しい。その点を整理するのが出発点ではないか。
- 早期是正機能については、具体的あり方のイメージまでこの研究会で方向性を出す。再生スキームについては、そこまで行くかわからないが検討はする、という風に理解している。
- この研究会で、自治体の存廃を動かすような制度の構想は難しい。個別の自治体をいかに再生させるかという点で、別の地方自治のシステムが必要だとか、合併が必要とかそういうことを検討する場ではないのでは。
- 早期是正機能の導入と、再生スキームの問題は一体不可分。しかし、9月の取りまとめは、研究会がビジョン懇や骨太の方針で整理したところを踏まえ、この2つの課題のどのあたりに重点を置いて考えていくのかというメッセージ的な、限定的なものになるのでは。具体的内容については、もっと時間をかけて検討を行う必要がある。
- 早期是正機能については、現行の再建法は機能していないと思うので、これを改正して早期是正のスキームを導入するということだと理解している。現実としては、一時借入金等を利用してデフォルトに陥らないようにしているが、非常に厳しい財政状況のところも多く、いつまでこのようなことをやっていくのか。国も財政状況が逼迫し、交付税や補助金が減り、金利上昇や大量退職が生じれば、早期是正措置で対応できないところが出てくると思う。その時、ちゃんとした債務調整のルールなりを明確にして準備しておくべき。
- 民間であれば、早期是正措置はまず借り主である企業と貸し手である金融機関の関係の中で、将来の状況を考慮しながら判断して調整していくが、それをそのまま地方自治体にあてはめられるのか。例えば民間ならば、企業の財政状況が悪くなれば金融機関と債権カットの話になり、それをしなければ民事再生法や破産法など法的手続きに行くという絵を描き、比較しながら協議を進める。民事再生手続も再建計画に一定の債権者の同意が得られなければ破産に向かう。早期是正に対応する民間での初期の調整は、破産した場合等の究極の絵がいろいろあるため、その中で債権カットをするという前提ならば、一番得だというところに落ち着く。地方自治体においては、破綻しないという前提であれば、どこからお金が来るのかという疑問になる。破綻があるのならば今ある地方自治体の格付け全体が崩れてしまう。債権カットをするにしても、しないにしても、金の出所を明らかにしなければ、金融機関は納得しないのではないか。

- 今の再建スキームにおいては、透明性が不足しているのではないかと、また再建の機能を果たせていないのでは、という問題意識でビジョン懇において整理されている。
- ビジョン懇が描いた新しい地方財政のガバナンスの構造における自治体の姿を明確にしないと債権カット等にはできないという点と、新しいガバナンスへの移行プロセスの中でどのような考え方を持っていくのかという、2つの大きな整理がある。
- 結局、この研究会ではどこまで踏み込むのか、破産はないという前提で物考えるのか。その前提でないと收拾がつかなくなると思うので、とりあえずの管理の仕組みを考えてはどうか。しかし、最終的に自治体の財政規律がどのように働くのかを考えた場合に、民間においては破産の問題があるからこそ規律が働くということとのバランスの問題がある。またチェック体制についても、悪い状況になった場合にペナルティ等をどうするのかという問題も分けて考えることは難しいのでは。
- もし自治体も債務整理をするとした場合に、民間ならば破産した場合との比較になるが、自治体の場合は再生という選択しかない中で、何と比較したら良いのか。
- 民間の場合は、法的手続に入る前から債務カットがあり得る。今の検討内容の整理では、早期是正措置の段階では債務カットはないという解釈だと思う。その点がそもそも違う。
- 米国のチャプター9においては債務の削減は可能だが、実際の運用において削減する事例は少ない。仮に削減して再建した自治体が、再建した後に起債しようとしても応じてくれる金融機関がなくなってしまうからである。地方債市場のガバナンスが非常に効いている。もう一つは再建計画に債権者の同意が必要。この2つのチェックが入ることになる。米国の場合は、金利の減免と債務期間の延長が殆ど。
- 今回意見のあった、最終的な部分やこの研究会でどこまで議論していくかについては、第2回目の冒頭で示して、今後の方向性をまとめていきたい。

○ 今後の予定

2回目は9月12日（火）18：00～ 予定